

千葉県アーチェリー協会事務局よりの連絡

2025. 03. 01

1. 2025年度(令和7年度)県ア協会主催行事について

- フィールド大会の名称はすべて「**千葉県フィールド公認記録会**」となります。(閉会式なし)
- 小川杯千葉県ターゲット選手権大会(7月)**については終日大会のため、酷暑中での選手や役員・審判員の健康面を考慮して10月に移動した。(10月5日開催)
また、参加資格が「**県登録者のみ**」となっており、県出身大学生の参加を阻害していたことから、参加資格に「**国民スポーツ大会千葉県出場有資格者(ふるさと登録者)**」を加えた。
- 11月15・16日関東高校選抜大会が「船橋市法典公園多目的広場」で開催されます。

2. 開催要項の変更について

- 県ターゲット公認記録会等の70mRの参加基準点は、昨年度までは「〇〇年度以降の当協会主催・公認大会に限る」という文言がわかりにくいとの指摘を受け、下記のとおり修正しました。
「**基準点は、2024年度以降の当協会主催大会又は全ア連公認大会の記録に限る。なお、当協会主催大会以外の全ア連公認大会の記録の場合は成績一覧表の提出が必要となる。**」

3. 大会参加費の値上げについて

2020・21年のコロナ禍で県ア協会の収入が激減し、2022・23年の会計を圧迫したため昨年5月の総会にて値上げやむなしとの決議があり、12月の理事会にて各種目・部門ごとに傷害補償保険加入金(100円)を含み、**500円値上げ**をすることが承認されました。

4. 会員登録について (一次締め切りは4月30日)

(1) 県ア協会会員登録について

県ア協会加盟団体登録済の方は団体登録扱いになりますので各加盟団体からの登録となります。なお、直接県ア協会に個人登録することもできます。4月30日以降も随時受付けています。
○登録用紙は3月1日以降、**県ア協会HPより随時ダウンロード**できます。

(2) 全ア連会員登録について

県ア協会会員登録と同様に団体登録扱いの方は各加盟団体を通じての登録となります。会員登録は随時可能です。ただし、新規登録者へ全ア連会員カードが届くのは多少遅れます。
○仮登録後、会員カードが届くまでは「申請中」で公認大会への出場やバッジ申請は可能です。
●**全ア連未登録者は、全ア連公認大会への出場資格はなく、大会記録も公認されません。**
また、「公認審判員」「公認スポーツ指導者」の資格をお持ちの方は全ア連登録をしないと**資格を喪失する**可能性がありますので登録を必ずおこなってください。

5. 全ア連公認審判員について

(1) 県主催大会審判について(別添の役員・審判員担当表をご覧ください。)

審判員有資格者には年間2・3回程度、大会の役員・審判員をお願いします。不都合等ございましたら、県ア協会事務局(jcb02520@nifty.com)までご一報ください。

(2) 審判講習会を下記のとおり2回行います。審判員有資格者はどちらかを受講してください。

※第1回 5/25(日) 第2回 6/8(日)

※実施要項・受講受付等詳細は4月中に県ア協会のHPにアップします。

(3) 新規取得(3級公認審判員)について

新規取得講習会(7月13日)終了時に認定申請書の受付を行います。

講習料は無料ですが、3級審判員申請料(4300円:エンブレム代, ルールブック代含む)が必要です。

○認定基準は「18歳以上で全ア連会員登録1年以上、県主催審判講習会課程修了者」です。

6. 競技会での注意事項

(1) 安全上の問題(実施要項記載事項の徹底)

○役員・ジャッジが、安全上の問題(上に向けて引き分けた場合、射場外へ飛ばした場合、射場外へ飛ばす恐れがある場合、矢を標的から半数以上連続して外した場合等)が生じた場合は警告、失格等の措置を行う。

●船橋アーチェリーレンジでの安全条項適用

矢が射場の左右にそれた場合や矢が的後方の屋根(青い的受け)に矢が刺さった場合は、安全面から、競技規則 209 条 7 項を適用し、失格とする。

(2) 得点記録方法徹底

同的の選手全員で行う。(競技規則 208 条 1 項 3)

○得点記録の例(A 立の得点は A が呼称、B 立が記入、C・D 立は呼称と記入を必ず確認する。
また、得点呼称は指差確認し、得点記入後は必ず復唱確認すること。

●得点記録の報告における虚偽や不正申告を行った場合

競技規則 209 条 6 項 2 により当該選手は失格処分とする。また、当該的使用選手の確認不履行として同一標的使用者の全員を失格処分とすることがある。

(3) スコアカード不備の取り扱いについて

全ア連競技 13-30 通達(2013・11・25)のとおり、スコアカードの未記入、誤記、サイン漏れ等の不備については競技規則 208 条 4 項を厳格に適用する。

・得点(合計点)未記入は「0点」扱い。(10 数・X数の未記入も「0」とする。)

・得点(合計点)の誤記(計算間違い)は次のように処理し、成績表に記載する。

●過少申告は「申告点そのまま記載」 ●過大申告は「申告点を訂正のうえ記載」

・サイン漏れ(選手・記録者)については「失格扱い」とし、成績表には記載しない。